

事業者向け
緊急経済対策
第2弾

事業継続支援金

- ・要件見直し
個人事業主(7月22日)
小規模企業者(8月21日)
- ・申請期間を延長

① 事業継続支援金とは？

新型コロナウイルス感染症防止策を講じながら
事業継続に取り組む**小規模企業者・個人事業主**に対する支援です。

小規模企業者の従業員要件
を「20人以下」に拡充(8/21)

② 支援金

20万円

(店舗営業休業支援金を受けていない事業者で、申請は1回限りです。)

③ 申請期間

9月30日(水)

期間延長(8/21)

~~8月31日(月)~~

令和2年6月11日(木)～令和2年~~7月31日(金)~~ [当日消印有効]

④ 対象要件(主なもの)

小規模企業者・個人事業主で、下記の(1)から(6)の要件をすべて満たすことが必要です。

(1) 店舗営業休業支援金を受けていない。

(2) **小規模企業者**: 常時使用する従業員が 20人以下 で、令和2年2月29日までに設立又は開設届出書を市に提出している。

要件見直し(8/21)

個人事業主: 令和2年2月29日までに開業し、同年6月1日現在市内在住で、申請日において以下のア～オのいずれかに該当する。

ア 所得税法に規定する「青色申告承認申請書」又は「開業届出書」を提出している
イ 山口県税賦課徴収条例に規定する「事業を開始した旨の申告」をしている
ウ 「雇用保険適用事業所設置届」をハローワークに提出している
エ 中小機構が運営する「小規模企業共済」又は「中小企業倒産防止共済」に加入申込みをしている
オ 市内の商工会議所又は商工会に加入している

(3) 次の10業種の事業者である。

- | | | | | |
|---------------------|-------------------------------------|-----------|------------|----------------|
| 1 小売業 | 2 物品賃貸業 | 3 宿泊業 | 4 飲食店 | 5 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| 6 娯楽業 | 7 学習支援業 | 8 道路旅客運送業 | 9 生活関連用品卸業 | |
| 10 イベントに関連する専門サービス業 | ※業種の中でも指定項目があります。別紙「業種確認票」で確認してください | | | |

(4) 売上額が次のいずれかに該当する。

- (ア) 2020年3～5月の合計が、前年3～5月の合計より減少
(イ) 2020年3～5月の平均が、同年1月又は2月より減少
(ウ) 2020年4月が同年3月より減少 (エ) 2020年5月が同年4月より減少

(5) 感染拡大防止のために対策を講じている。(6) 市税に滞納が無い。

要件見直し
(7/22)

⑤ 申請方法

※チェックシートを必ず確認してください。

感染症防止のため、申請は郵送にて受け付けます。

申請書兼請求書やその他の指定様式は、周南市ホームページからダウンロードしてください

郵送先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 コロナ 支援

検索

周南市 産業振興部 商工振興課 あて Eメール:shoko@city.shunan.lg.jp

「事業継続支援金」専用ダイヤル 0834-22-8819 (平日:9時00分～17時00分)

